

七尾市・中能登町  
地域生活支援拠点等の整備等に関する報告書

令和4年11月

七尾市・中能登町

**〈七尾市・中能登町の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点〉**

- 七尾市・中能登町が相談支援を委託している3か所の委託相談支援事業所が身近な相談場所となり、コーディネーターの役割も担う。
- 時間外の相談（24時間体制）について、既に障害福祉サービスを利用している方や事前登録者については相談支援事業所に対応し、新規の方の初回相談窓口は行政（市町福祉担当課）に対応することとした。
- 緊急時の受け入れについては、事業所がスムーズに受け入れられるよう、「断らない」体制を確保。そのためにも、各事業所で受け入れが可能な障害特性を調査し、一覧にした。
- エントリーシートを作成し、緊急時や体験時に、行政・相談・事業所が共通して使うことができるようにした。
- 各市町及び各相談支援事業所が緊急の判断と対応をスムーズに行えるよう、各短期入所事業所の登録者・対応事業所一覧表等を作成。

## 1. 当該市町村・圏域の基本情報

人口	68,314人（令和3年4月1日） 七尾市 50,788人、中能登町 17,526人	
障害者の状況 （令和3年 4月1日現在）	身体障害者手帳所持者 3,175人 七尾市 2,377人 中能登町 798人	療育手帳所持者 688人 七尾市 522人 中能登町 166人
	精神障害者保健福祉手帳 600人 七尾市 453人 中能登町 147人	
	<p>身体 平成28年4月1日：3,609人 →令和3年4月1日：3,175人（△434人）</p> <p>療育 平成28年4月1日：641人 →令和3年4月1日：688人（+47人）</p> <p>精神 平成28年4月1日：496人 →令和3年4月1日：600人（+104人）</p> <p>平成28年4月1日から令和3年4月1日にかけて、身体障害者手帳所持者は減少し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にある。</p>	
実施主体	<p>○七尾市・中能登町地域自立支援協議会</p> <p>○相談支援事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアサポートのと（委託・特定・一般）</li> <li>・さいこうえんの障害者生活支援センター（委託・特定・一般）</li> <li>・相談支援事業所つばさ（委託・特定・一般）</li> <li>・相談支援事業所なんでも（特定・一般）</li> <li>・相談支援事業所ほうぶ（特定）</li> <li>・公立能登総合病院 相談支援事業所（特定）</li> </ul> <p>○短期入所事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青山彩光苑ライフサポートセンター</li> <li>・ワーク&amp;ライフサポートピアハウス</li> <li>・そよかぜⅠ・Ⅱ</li> <li>・国立病院機構 七尾病院</li> <li>・障害者支援施設つばさ</li> <li>・生活介護事業所・ショートステイにじ</li> </ul> <p>○共同生活援助事業所（グループホーム）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひまわりホーム・やわたホーム</li> <li>・スマイル・れんげそう・そよかぜⅠ・Ⅱ</li> <li>・共同生活援助事業所ともえ</li> <li>・わくわく</li> </ul>	

## 2. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

### 検討を始めたきっかけ

- ・平成30年度の七尾市・中能登町地域自立支援協議会全体会議にて、令和2年度までに地域生活支援拠点等を整備することを提言される。地域生活支援拠点等の整備について検討をすることとなった。

### 検討開始時期

- ・平成30年5月

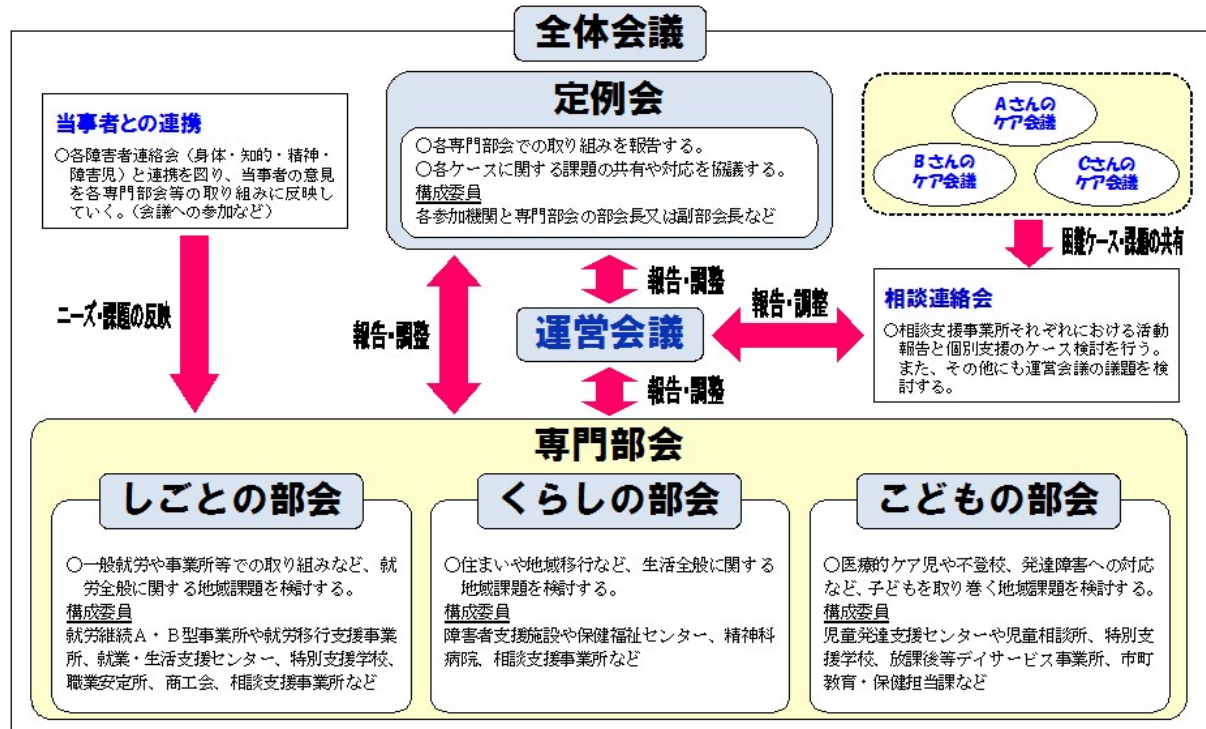
### 整備方針、協議会等の活用、関係者への研修・説明会開催等

- ・七尾市・中能登町では、かねてより3つの委託相談支援事業所と5つの指定特定相談支援事業所（重複あり）を中心として、障害福祉サービス事業を行ってきた経緯がある。

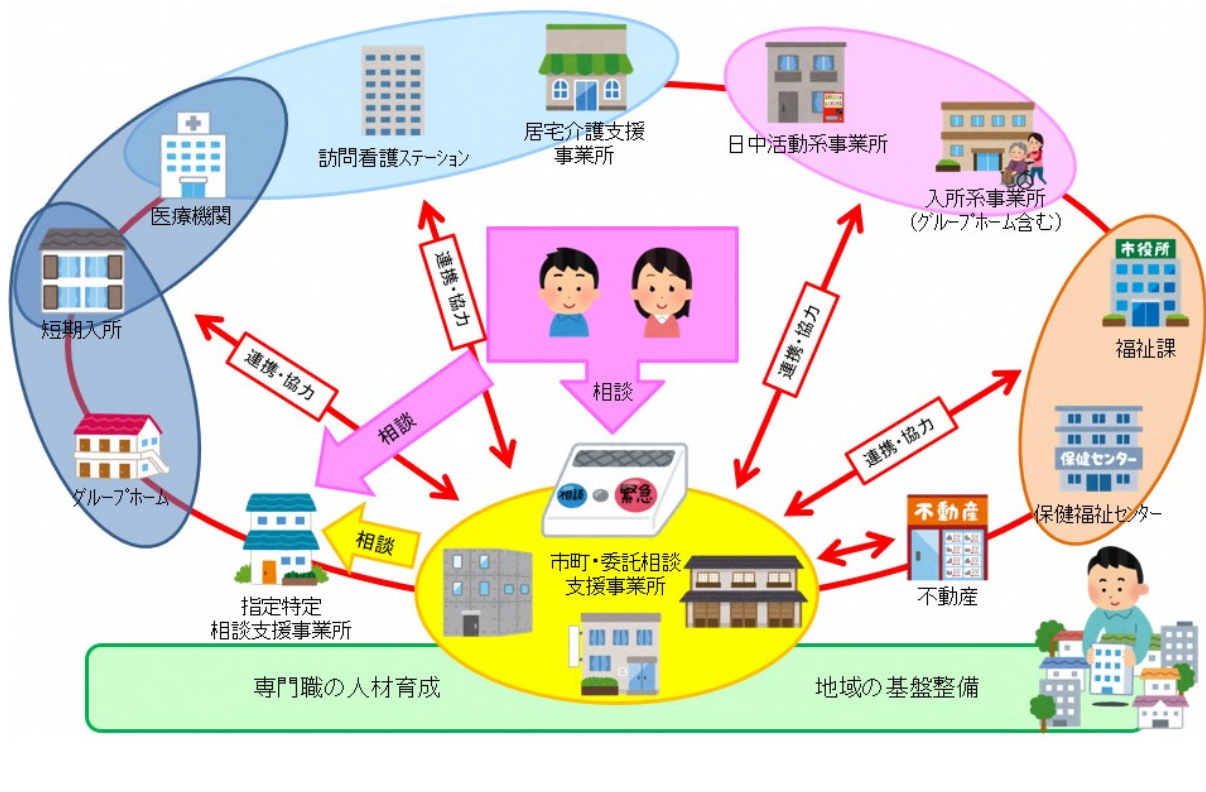
その中で、3つの委託相談支援事業所が中心となり地域自立支援協議会を進めており、委託相談支援事業所の相談支援専門員をコーディネーターとして、拠点整備を行っていくこととした。

- ・上記状況から、多機能拠点整備型ではなく面的整備型で行うこととした。
- ・議論の場としては、七尾市と中能登町が、七尾市・中能登町地域自立支援協議会に呼びかけ、連絡会及びそれに付随する作業部会を設置し行うこととした。  
ただし、障害福祉サービスの利用については、法人の理解が最優先と考えられたため、法人の代表者を対象とした説明会を開催し理解を求めた（平成30年8月30日）。  
その後、現場の管理者・サービス管理責任者等を対象とした説明会も行った（平成30年11月29日）。

## 地域自立支援協議会構成図



## 整備イメージ図



### 3. 必要な機能の具体的な内容

#### ①相談

##### 相談支援事業所 相談支援専門員数

- (委託・指定特定・指定一般)
- ピアサポートのと 2名
- さいこうえんの障害者生活支援センター 3名
- 相談支援事業所つばさ 3名  
(指定特定・指定一般)
- 相談支援事業所なんでも 1名  
(指定特定)
- 相談支援事業所ほうぷ 1名
- 公立能登総合病院相談支援事業所 1名

○原則事前登録制とし、利用者に対して段階的に計画相談を導入し、サービス等利用計画作成につなげていくことで緊急案件等のリスク軽減を図る。

##### ○事前登録対象者の範囲

「身体（1～2級）、知的（A、B）、精神（1級）且つ、単身または主介護者が、65歳以上の方のうちサービス未利用者。児童については、上記条件のうち単身または主介護者が65歳以上の条件は適用外とする。以上の条件に該当する者のうち、本事業への事前登録を希望する者とする。」

※なお、この事前登録の範囲については段階的に広げていくこととする。

- ・計画相談導入済みの利用者に対しては委託相談支援事業所の専門性を活かし、ワンストップの相談窓口を24時間365日設置（夜間、土日祝は各相談支援事業所がそれぞれ専用携帯電話を所持し対応）して対応。  
※計画相談につながない利用者で夜間・休日の相談については、行政（市町福祉担当課）の窓口対応となる。その後、必要に応じて相談支援事業所へつなぐ。
- ・相談支援事業所及び行政は、3障害を区別することなく相談を受ける。
- ・委託相談支援事業所（3事業所）にそれぞれ1名のコーディネーターを配置する。

○令和4年5月から、ピアサポートのと、さいこうえんの障害者生活支援センター及び相談支援事業所つばさの3つの委託相談支援事業所に、相談支援事業所なんでもを加えた4つの相談支援事業所が協定を結び、互いに24時間連絡できる体制を確保して、必要に応じて利用者等の相談に対応していく。

## ②緊急時の受け入れ・対応

### 緊急の受け入れ・ 対応事業所

- 青山彩光苑ライフサポートセンター
- ワーク&ライフサポートピアハウス
- そよかぜⅠ・Ⅱ
- 国立病院機構七尾病院
- 障害者支援施設つばさ
- 生活介護事業所・ショートステイにじ

○原則事前登録制とし、利用者に対しては段階的に計画相談を導入し、サービス等利用計画作成に繋げていくことで緊急案件等のリスク軽減を図る。

○この事業における緊急の定義

「居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする者で、緊急のため本人がどうしても1人でいなければならない状況とする。」

- ・登録の対象者については、条件を決めて抽出したサービス未利用者のうち希望者を優先する。(段階的に範囲を拡大する)
- ・相談支援事業所と緊急受け入れ先事業所は、利用者の情報が記載されたエントリーシート(※別紙1)を活用して、円滑な情報共有を図る。なお、エントリーシートの記載は相談支援事業所だけではなく、本人・家族・短期入所支援事業所他の誰もが記載できるようにした。キーパーソンを明確にするため、サービス等利用計画の基本情報には、キーパーソンの氏名住所電話番号を記載する欄を設けた(※別紙2)。
- ・短期入所での受け入れ期間期限は原則48時間以内とし、その間に出口支援会議を開催して方向性を決める。
- ・相談支援事業所や行政から緊急受け入れの依頼があった際には、原則「断らない」体制で受け入れを行うことを確認した。また、居室に空きがなくても、居室以外の場所(処置室や相談室等)を使って受け入れることができることを確認した。(※別紙3)
- ・本人の情報は常に変化するものであるため、モニタリング時にエントリーシートの情報を更新する等の工夫が必要であると確認した。
- ・24時間の緊急対応方法については、「①相談」で記載した通り。

※別紙1 エントリーシート

( 事業所名・施設名 ) ご担当者様 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 作成

エントリーシート(拠点等事

体験用

緊急用  (No. \_\_\_\_\_)

作成者	施設名	
	職種・氏名	
	電話	

下記の利用者様について、情報を提供します。よろしくお願ひします。

本人情報 及び ADL	ふりがな 氏名		男・女	生年月日	TSHR	年	月	日	( ) 歳
	1 移動	歩行可能	歩行可能(要介添え)	車いす(自走可)	車いす(自走不可)				
	2 更衣	支援不要	見守り等必要	部分的な支援必要	全面支援が必要				
	3 排泄	支援が不要	部分的な支援が必要	全面支援が必要					
	4 コミュニケーショ	支障なし	支障あり(具体的内容						

医療情報	5 主病名・既往歴								
	6 通院状況(主治医)	医療機関名	主治医名	診療科名	連絡先				
	7 内服薬								
	8 アレルギー	無	有(薬 食物 禁止食品 ( ) )						
	9 感染症	無	有( B型肝炎 C型肝炎 MRSA ESBL その他 ( ) )						

食事内容	10 栄養補給法	経口 → ( 一般食 治療食(治療食名: ) ) ( 塩分制限(日の摂取量: ) 糖尿食(日の摂取量: ) ) 経管 → ( 経鼻 胃瘻 中心静脈 末梢静脈 ) 商品名( )、容量( ml)、回数( 回)、時間( )
	11 水分摂取状況	1日摂取水分量( ml) 水分トロミ( 不要 要(トロミの強さ ) )
	12 食事形態	主食 米飯 全粥 5分粥 ミキサー粥 その他( ) 副食 学会分類2013(コード) Oj Ot 1j 2-1 2-2 3 4
	13 補助食品	栄養補助食品の使用 無 有(商品名 )

身体状態等	14 身長・体重	身長 cm 体重 kg /測定日 年 月 日
	15 褥瘡	無 有(部位( ) )
	16 咀嚼(義歯の状態)	自歯 義歯( 無 有( 総 上 下 部分 ) )
	17 嚥下(飲み込み)	問題なし やや問題あるができる 見守り できない その他( )

自由記載欄	
-------	--



## ※別紙2 サービス等利用計画 ～基本情報～

### 申請者の現状【基本情報】

作成日		相談支援事業者名		計画作成担当者	
-----	--	----------	--	---------	--

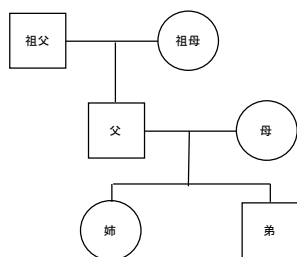
#### 1. 概要(支援経過・現状と課題等)

--

#### 2. 利用者の状況

氏名	様	性別	男・女	生年月日 (年 月 日)	( ) 歳
住所	〒				電話番号 ( ) -
	[ 持家・借家・グループ/ケアホーム・入所施設・医療機関・その他( ) ]				FAX番号 ( ) -
障害または疾患名	身体・療育・精神・通院公費 [等級: 種 級]			収入	
キーパーソン	様	本人との続柄		障害支援区分	区分 ( ~ )
キーパーソンの住所				キーパーソンの連絡先	- -

#### 家族構成 ※年齢、名前、職業等、主たる介護者等を記入



#### 社会関係図 ※本人と関わりを持つ機関・人物等(役割)



#### 生活歴 ※受診歴等含む

--

#### 医療の状況 ※受診科目、頻度、主治医、疾患名、服薬状況等

--

#### 本人の主訴(意向・希望)

--

#### 家族の主訴(意向・希望)

--

#### 3. 支援の状況

	名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度	備考
公的支援 (障害福祉サービス、介護保険等)					
その他の支援					

### ※別紙3 短期入所事業所への調査結果

①受け入れ可能な障害者(児)

	青山彩光苑 ライフサポートセンター	ワーク&ライフサポート ピアハウス	そよかぜⅠ・Ⅱ	国立病院機構 七尾病院	障害者支援施設 つばさ	ショートステイ にじ
身体障害者	順番① ○。ただし、医療的支援がある場合は要相談(酸素等)。	△自立歩行が可能であれば可。	△自立歩行が可能であれば可。	○。ただし、原則医療支援が必要な場合。	順番② 原則○。	順番② ○
知的障害者	順番② ○。ただし、マンツーマンでの見守りが必要だと×。	○。ただし、軽度の方のみとしている。	○。ただし、軽度の方のみとしている。	×	順番① ○	○
重症 心身障害児	×	×	×	順番②	×	順番①
医療的ケア児	×	×	×	○。ただし、ウイルス感染症を有する場合は×。	×	○。ただし、看護師が宿直できる場合のみ。
精神障害者	順番② ○。ただし症状が落ち着いていない方は×。	順番① ○。ただし症状が落ち着いていない方は×。	順番① ○。ただし、自傷他害等の行為、精神疾患等の症状が落ち着いていない方は×。	×	○。ただし症状が落ち着いていない方は×。	○。ただし症状が落ち着いていない方は×。
発達障害者	△ただし、マンツーマンでの見守りが必要な場合は、×。	順番① ○	順番① ○	×	順番② ○	○。ただし体験を踏まえてからの受入。
強度行動 障害者	△ただし、マンツーマンでの見守りが必要な場合は、×。	×	×	×	順番① ○。ただし利用には何度か利用してもらってからの受入となる。	順番② ○
強度行動 障害児	△ただし、マンツーマンでの見守りが必要な場合は、×。	×	×	×	順番② ○。ただし利用には何度か利用してもらってからの受入となる。	順番① ○
考え方	常時所在確認や観察、見守りが必要な方の受け入れについては要相談。	支援者の介入をもってしても他者とのトラブルや、自傷他害行為を行う方は受け入れできない。	常時の見守り等が必要であり、自傷他害行為等により当該利用者の方や他の入居者の方の安全の確保が難しい方については要相談。	当院に受診していただくことが前提で、受診したことがない方は相談支援専門員を介しての流れとなる。	常時の見守りや自傷他害行為が強く表れる恐れのある方の受け入れについては要相談。	○。体験を踏まえてからの受入。

②体制整備について

	青山彩光苑 ライフサポートセンター	ワーク&ライフサポート ピアハウス	そよかぜⅠ・Ⅱ	国立病院機構 七尾病院	障害者支援施設 つばさ	ショートステイ にじ
短期入所 定員	併設型 7名	空床利用型	併設型 4名	空床利用型	併設型 4名	空床利用型
夜勤職員数	4名	1名 (施設定員20名)	2名 (施設定員20名)	3名、当直3名	3名 (施設定員60名)	1名 (宿直体制)
現状の体制	・急な相談があった場合、管理者への連絡で相談を仰ぐ。 ・事前に利用がわかれば、夜勤の人員を増やすことはできる。(2日目以降、介護職・看護職で勤務体制が困難な場合は、事務関係を配置した対応にあたることになる) ・緊急受け入れについては介護職員の確保が課題のため、期間を区切って受け入れたい。	・2階が男女混合、3階は男性の部屋となっている。空床利用のため空きがないと入所はできない。 ・重度の方が来ると夜勤スタッフ1名では対応が困難。必要時増員するか、考えていく。	・男性棟、女性棟に別れており、男性2名、女性2名の定員となる ・夜勤職員数は各棟に1名ずつの配置となっている ・上記体制のため、重度の方等が利用すると対応が難しく、必要時に増員することなどを検討する。	・夜間の受入は不可。夜間の場合は相談支援専門員に対応してもらい、翌日8時半以降に外来受診してもらう。 ・土日祝日に関しては不可。	・上記3名で1日4名までの短期入所利用者の対応を要する。そのため、緊急受け入れをする利用者特性にもよるが、初めて対応する人は、通常の勤務スタッフで対応が難しいことが想定され、勤務外のスタッフが緊急で対応することになると考える。	・空床があれば受け入れ可だが利用者の特性によるので対応には考慮が必要 ・重度の場合1名の宿直では対応しきれない ・介護職員の人数が確保できなければ受け入れれない
課題	・災害等で受け入れする場合、在宅で介護している家族等が施設で介護できる体制を作ること。 ・行政・相談支援事業所と緊急時連携がとれる体制を整備する事(受け入れ可能かどうかだけではなく、その後の方針を決める体制の整備が欲しい。受け入れ後の期間や詳しい情報共有の場の設定等、見通しが持てれば検討の余地も出てくる可能性がある。) ・緊急受け入れ相談窓口を直接事業所ではなく、全体を把握している機関に設定できないか(直接事業所間で相談は難しい。窓口機関が一旦関り事業所へ相談をかけるような)	・緊急時の受入は原則行いが、可能な限り事前の体験を数回して、本人理解したうえで受け入れを行いたい。 ・常時看護師がいなくて変化に対応できるかどうか。1人体制でいいのか、どんな方を想定した受け入れ態勢を整備すればいいのかの検討が必要。 ・依然課題であった食事の提供も改善し、対応も可能となった。	・行政、相談支援事業所、関係各機関等が共有できるスキーム等があれば緊急時等でも誰もが対応でき、見直し等もできる体制につながるかと考えられる。実際に緊急時等の経験を積みながら、役割を整理していくことも1つと考えられる。 ・普段と違う環境の中で受け入れることになるため、本人の負担は大きい。日中過ごしているサービス事業所も受け入れられる体制を整えることで、慣れ親しんだ環境で過ごすことになり、強度行動障害等のリスクを軽減することにつながるかと考えられる。		・短期入所の居室の整備、強度行動障害の人の過ごしやすい環境整備の検討。 ・現在、つばさの入所の居住スペースの老朽化が進んでいることや、2人部屋などのプライバシーの問題があり、改善の検討を行っている。地域生活支援拠点の機能の整備とあわせて、環境面の工夫を考えている。	・緊急の受け入れに対しては介護職員の確保が必要 ・医療ケア児に関しては設備が整っていないので体制づくりが必要。研修も必要。 ・当施設の利用がない方は基本情報、キーパーソン、確実な連絡先等の情報が必要
緊急時の受け入れ枠	0枠 (フリースペースで対応)	1枠 (居室以外(1F和室))	相談室・避難施設等での対応で要相談	1枠 (ナースステーション横)	1枠 (面会室)	0枠 (居室以外での対応)

### ③体験の機会・場

#### 体験の受け入れ事業所

- ひまわりホーム・やわたホーム
- スマイル・れんげそう・そよかぜⅠ・Ⅱ
- 共同生活援助事業所ともえ
- わくわく

○七尾・中能登のグループホームの空室を利用し、希望する生活や親亡き後の生活に向けて体験利用を促進していく。

○短期入所（ショートステイ）も空きがあれば体験の場として活用していく。

- ・各グループホームの食事提供や職員配置等の支援体制を一覧にした資料を作成した。（※別紙4グループホーム一覧表）
- ・体験利用促進のため、体験までの流れを説明するパンフレット（※別紙5体験までの流れ）と体験利用希望者を把握するためのエントリーシートを作成した（※別紙1エントリーシート）。
- ・利用者が利用を前提とせず気軽に体験できるよう、グループホーム体験の際の実費分を、1泊2日2,000円、2泊3日3,500円に統一した。また、体験利用は原則1泊2日・2泊3日の2回を限度として提供することとした。
- ・体験にかかわる情報を、相談支援専門員が利用者と面接やモニタリングを行う際に説明・提案していくこととした。

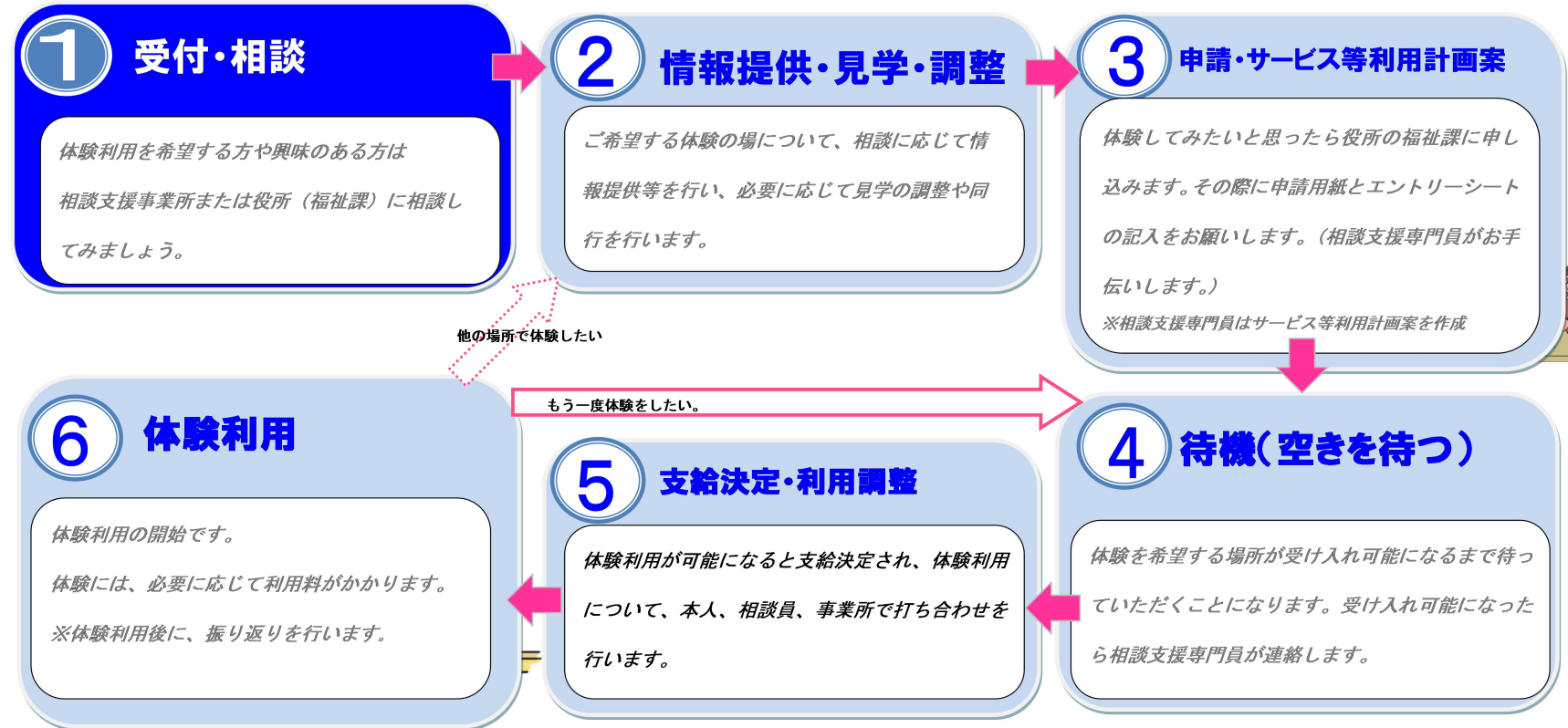
※別紙4 グループホーム一覧表

運営法人、代表事業所名	GH名、住所、連絡先	性別			食事提供			看護師配置	医療の提供	職員体制 (平日日中)	職員体制 (平日夜間)	職員体制 (休日日中)	職員体制 (休日夜間)	緊急時の 連絡体制	体験時の 利用料 (実費分)
		定員	男	女	朝	昼	夕								
1 社会福祉法人 みのり会 ひまわりホーム (外部サービス利用型)	ひまわりホーム 七尾市上府中町セ部10-3 53-7266 (みのり園)	5	5	-	○ (火～金)	○	○ (月～木)	×	×	×	×	×	×	○	1泊2日利用 2,000円  2泊3日利用 3,500円
2 社会福祉法人 松原愛育会 やわたホーム (外部サービス利用型)	やわたホーム 七尾市古府町へ57番地 57-3939 (七尾更生園)	4	4	-	○	○	○	×	○ ※必要に応じて 付添いで受診	○ 7:30～9:00 15:30～20:00	×	○ 7:30～9:00 15:30～20:00	×	○	
3 社会福祉法人 松原愛育会 やわたホーム (外部サービス利用型)	本府中ホーム 七尾市本府中町ヨ部29-6 57-3939 (七尾更生園)	6	-	6	○	○	○	×	○ ※必要に応じて 付添いで受診	○ 7:30～9:00 15:30～20:00	×	○ 7:30～9:00 15:30～20:00	×	○	
4 医療法人 松原会 スマイル (介護サービス包括型)	クロバーハウス 七尾市大和町り部6-6 58-3822 (スマイル)	4	4	-	○	×	○	○	×	○ 9:00～17:30	×	○ 13:45～17:30	×	○	
5 医療法人 松原会 スマイル (介護サービス包括型)	フラワーハウス 七尾市大和町り部6-6 58-3822 (スマイル)	4	4	-	○	×	○	○	×	○ 9:00～17:30	×	○ 13:45～17:30	×	○	
6 医療法人 松原会 スマイル (介護サービス包括型)	マリー 七尾市大和町り部6-1 58-3822 (スマイル)	4	-	4	○	×	○	○	×	○ 9:00～17:30	×	○ 13:45～17:30	×	○	
7 医療法人 松原会 れんげそう (介護サービス包括型)	スイレ 七尾市矢田町壱号15番 58-3822 (スマイル)	10	10		×	×	×	○	×	○ 9:00～17:30	×	○ 13:45～17:30	×	○	
8 医療法人 松原会 れんげそう (介護サービス包括型)	ひいらぎ 七尾市大和町り部6-7 58-3822 (スマイル)	5	5		×	×	×	○	×	○ 9:00～17:30	×	○ 13:45～17:30	×	○	
9 医療法人 松原会 れんげそう (介護サービス包括型)	れんげそう 七尾市本府中町ワ部34 54-0078	12	12		×	×	○ ※週4回	○	×	○	×	○ 13:45～17:30	×	○	
10 医療法人 松原会 そよかぜⅠ (日中サービス支援型)	そよかぜⅠ 七尾市本府中町カ部39番地 58-6164	10	10	-	○	×	○	○	×	○ 9:00～17:30	○ 17:00～9:30	○ 9:00～17:30	○ 17:00～9:30	○	
11 医療法人 松原会 そよかぜⅡ (日中サービス支援型)	そよかぜⅡ 七尾市本府中町カ部36番地1 58-6165	10	-	10	○	×	○	○	×	○ 9:00～17:30	○ 17:00～9:30	○ 9:00～17:30	○ 17:00～9:30	○	
12 一般社団法人 ともえ 共同生活援助事業所ともえ (介護サービス包括型)	共同生活援助事業所 ともえ 七尾市万行町11-3-11 57-5099	4			○	○	○	○ ※週に1度の 巡回・相談あり		○	○	○	○	○	
13 一般社団法人 ともえ 共同生活援助事業所ともえ (介護サービス包括型)	共同生活援助事業所 ともえ 七尾市矢田町1号36 57-5099 (ともえ)	2			○	○	○	○ ※週に1度の 巡回・相談あり		○	○	○	○	○	
14 一般社団法人 ともえ 共同生活援助事業所ともえ (介護サービス包括型)	ともえ・メゾンD 七尾市山王町ソ部45番地3 57-5099 (ともえ)	3			○	○	○	○ ※週に1度の 巡回・相談あり		○	○	○	○	○	
15 一般社団法人 ともえ 共同生活援助事業所ともえ (介護サービス包括型)	ともえ・タウンE 七尾市山王町ソ部45番地1 57-5099 (ともえ)	3			○	○	○	○ ※週に1度の 巡回・相談あり		○	○	○	○	○	
16 社会福祉法人 つばさの会 わくわく (外部サービス利用型)	第2わくわく 中能登町能登部上マ7 74-2055 (つばさ)	4	4	-	○	○	○	○ ※本体施設に 平日看護師が 勤務	○ ※必要に応じて 付添いで受診	○ 6:00～10:00 16:00～20:00	×	○ 11:00～20:00	×	○	
17 社会福祉法人 つばさの会 わくわく (外部サービス利用型)	花はな 中能登町良川り30番地 74-2055 (つばさ)	5	-	5	○	○	○	○ ※必要に応じて 付添いで受診	○ ※必要に応じて 付添いで受診	○ 6:00～10:00 16:00～20:00	×	○ 11:00～20:00	×	○	

※別紙5 体験利用までの流れ

体験利用までの流れ  
(グループホーム)

七尾市・中能登町では病気や障害があっても、住み慣れた地域で自立して生活していくために、障害福祉サービスや一人暮らしの体験の機会・場を提供し練習できるようにしています。



さいこうえんの障害者生活支援センター TEL:0767-57-5161	相談支援事業所ピアサポートのと TEL:0767-54-0808	相談支援事業所 つばさ TEL:0767-72-3012	<b>相談連絡先</b>	
相談支援事業所 ほうぶ TEL:0767-52-0177	公立能登総合病院相談支援事業所 TEL:0767-52-8761	相談支援事業所 なんでも TEL:0767-76-0150		

#### ④専門的人材の確保・養成

- 相談支援事業所連絡会等を活用し、相談支援専門員の資質向上を図る。
- 地域自立支援協議会を活用し、人材確保・養成を検討する。
- 障害福祉分野と介護保険分野との合同研修会を開催し、支援者スキル向上に努める。

#### ⑤地域の体制づくり

- 行政、相談支援事業所、サービス提供事業所を主体とし、地域生活支援拠点整備事業に係る連絡会、作業部会を継続実施していく。また、必要に応じて医療・福祉・教育等の関係機関の協力を得ながら地域の支援体制の強化を図る。
- 地域自立支援協議会において地域の支援体制の充実に向けて協議する。

初版 令和2年3月31日  
改訂 令和2年6月1日  
改訂 令和3年3月9日  
改訂 令和3年8月17日  
改訂 令和3年12月1日  
改訂 令和4年11月1日